

# 地方卸売市場の廃止に伴う認定の失効について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において準用する同法第8条第1項の規定により、次の地方卸売市場は令和8年1月31日付けで認定の効力を失った。

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	開設者の名称	取扱品目
株式会社桜井花き地方卸売市場	愛知県名古屋市中区松原二丁目6番26号	株式会社桜井花き地方卸売市場	花き